

(お知らせ)

令和 8 年 2 月 27 日
防 衛 省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、F A C 2 0 7 3 松島飛行場の財産の限定使用について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 2 0 7 3 松島飛行場の財産の限定使用について
承認年月日	令和8年2月19日
施設・区域名称	F A C 2 0 7 3 松島飛行場
合意対象所在地	宮城県東松島市
合意対象面積等	土地：約4,600 m ²
	水域等：－
	建物：－
	工作物：－

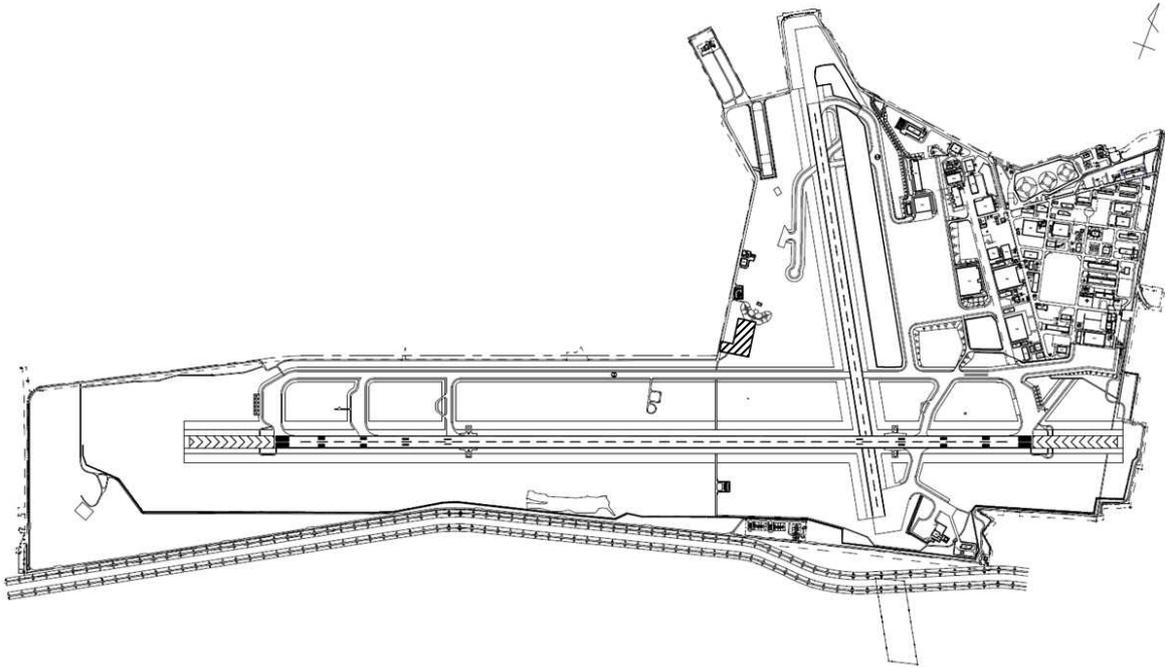
【事案内容】

本件は、米空軍が、暫定的な保管施設を設置し資機材等を保管するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：約4,600 m²

使用期間：令和8年3月1日から同年11月30日までの間



限定使用土地